

宗像市景観計画 概要版

1. 景観計画について

(1) 計画策定の背景・目的

本市は、自然景観、都市景観など、様々な景観要素でまちが彩られています。また、まちの成り立ちや長年の歴史・文化も大きく関わっており、その総体が本市を形づくっています。これらの要素が一つの市域の中で調和して存在していることが、本市の景観の特徴であり、本市の個性や魅力などになっています。そのような景観を今後も守り育てていくため、本市は、平成 25 年(2013)8 月に景観法に基づく景観行政団体となり、平成 26 年(2014)7 月に策定・制定した景観まちづくりプランや景観計画、景観条例により景観まちづくりを進めてきました。

令和 6 年度(2024)に景観まちづくりプランの最終年度を迎え、今後も引き続き、将来像の実現に向けた取組みを推進するため、基本方針や景観形成のルールなどを定める、これまでの景観まちづくりプランと景観計画が一体となった新たな「宗像市景観計画」を策定します。

(2) 計画の区域・・・宗像市全域

2. 基本方針

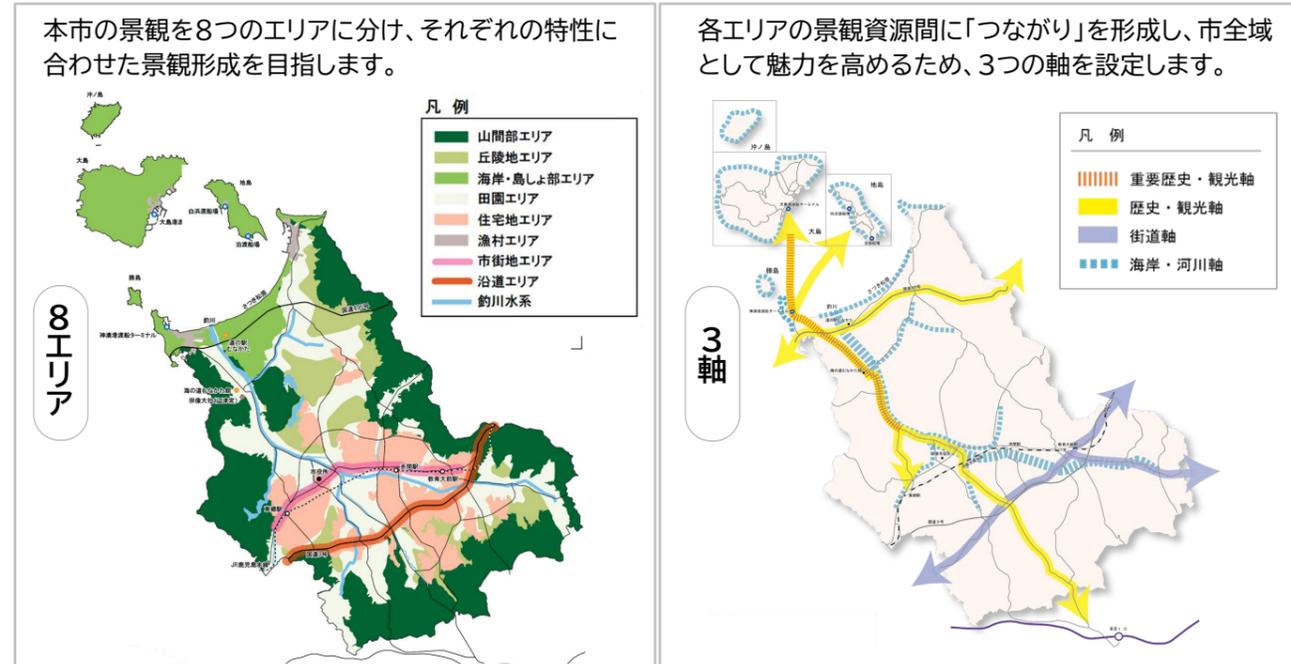
(1) 景観まちづくりの目指す姿

海・山・川と歴史がつながる「むなかたの景観」を市民全員で守り育てる

(2) 景観まちづくりの基本方針・・・景観まちづくりの目指す姿を実現するため、3つの方針を掲げ、景観まちづくりを実践します。

- 方針① 市民が主体となり地域特性に応じた景観まちづくり
- 方針② 地域特性と多様な要素間のつながりを大切に景観まちづくり
- 方針③ 「むなかたの景観」を未来へ紡ぐ持続可能な景観まちづくり

(3) 景観形成方針



3. 景観重点区域

世界遺産の緩衝地帯を、本市の景観上特に重要な区域と位置付け、景観重点区域として設定し、より積極的に景観形成を図ります。

(1) 景観重点区域の区分

区分	景観重点区域Ⅰ
	景観重点区域Ⅱ
	景観重点区域Ⅲ

(2) 準景観地区

大島は、法的な土地利用規制が一部に限られているため、景観法の基づく準景観地区を指定します。

※準景観地区とは
景観法に基づき、都市計画区域外において良好な景観をより積極的に保全していくことを目的に指定する地区のこと。

(3) 視点場

構成資産内外の重要な眺望景観を保全するため、主要な眺望景観の視点場を設定します。

- 御嶽山展望台
- 沖津宮遙拝所
- 辺津宮の高宮祭場
- 亀石橋～神湊港渡船ターミナル間の道路
- 神湊港渡船ターミナル～大島港渡船ターミナル間の渡船航路

4. 行為の制限に関する事項

市全域における建築物の建築行為等を対象に、行為の制限を定め、良好な景観形成を図ります。

(1) 景観形成方針の仕組み

対象区域	景観誘導対象	主な制限項目	届出対象行為	
景観計画区域	景観重点区域外 (景観形成一般区域)	建築物、工作物、 開発行為等	形態意匠、色彩	大規模な建築物、工作物等の行為
	景観重点区域内		形態意匠、色彩、高さ	一定規模以上の建築物、工作物等の行為

(2) 届出対象となる行為と規模<抜粋概略>・・・詳細は景観計画 P26～P29

赤字・・・今回の主な見直し項目

対象行為	対象規模			
	景観重点区域Ⅰ	景観重点区域Ⅱ	景観重点区域Ⅲ	景観形成一般区域
建築物の建築等	高さ 5m超または延べ面積 10 m ² 超	高さ 10m超または延べ面積 150 m ² 超		高さ 15m超または延べ面積 3,000 m ² 超
工作物の建設等	塔状工作物Ⅰ	高さ 5m超	高さ 10m超	高さ 15m超
	壁状工作物	柵:長さ 3m超 擁壁・塀等:高さ 2m超		高さ 10m超
	太陽光発電設備	築造面積 100 m ² 超	築造面積 500 m ² 超	築造面積 3,000 m ² 超
開発行為	開発区域面積 500 m ² 超			開発区域面積 3,000 m ² 超

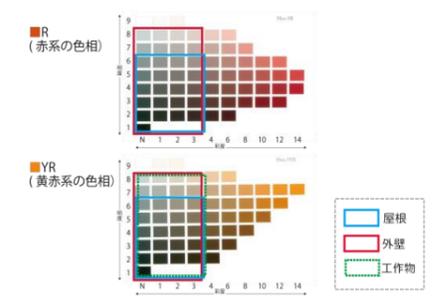
(3) 景観形成基準<抜粋概略>・・・詳細は景観計画 P16～P25

対象	景観形成基準				
	景観重点区域Ⅰ	景観重点区域Ⅱ	景観重点区域Ⅲ	景観形成一般区域	
建築物の建設等	形態意匠	屋根	形状 【視点場から一定の範囲】 切妻・入母屋・寄棟の勾配屋根(3/10～6/10の勾配)とする。 【その他の範囲】 切妻・入母屋・寄棟・差し掛け・片流れ・陸屋根とする。	歴史的風土や周辺の景観と調和した色彩、全体的にまとまりのある外観	
		色彩	歴史的風土や周辺の景観と調和した色彩とし、色彩基準に基づくもの		
	外観	色彩	歴史的風土や周辺の景観と調和した色彩とし、基調色・従属色(外壁各面の面積の 1/5 以内)・アクセント色(外壁各面の面積の 1/20 以内)は色彩基準に基づくもの	公共空間から目立たない位置への配置に配慮する	
		建築設備	太陽光発電設備 建築物等と一体的に設置し、突出部分を最小限にする 低明度、低彩度、低反射のものを使用		突出部分が最小限になるように配慮 低明度、低彩度、低反射のものを推奨
高さ	10m以下	13m以下	周囲の景観から突出しない		
工作物の建設等	塔状工作物Ⅰ	形態意匠	歴史的風土や周辺の景観と調和した形態意匠とする		
		高さ	10m以下	13m以下	周囲の景観から突出しない
	壁状工作物	形態意匠	歴史的風土や周辺の景観と調和した形態意匠(公共空間から視認できる金属素材の柵・塀は色彩基準に基づく)		
太陽光発電設備	色彩	低明度、低彩度、低反射のものを使用			
開発行為	のり面や擁壁ができる限り生じないよう努める				

■色彩基準<抜粋概略>・・・詳細は景観計画 P21～P22

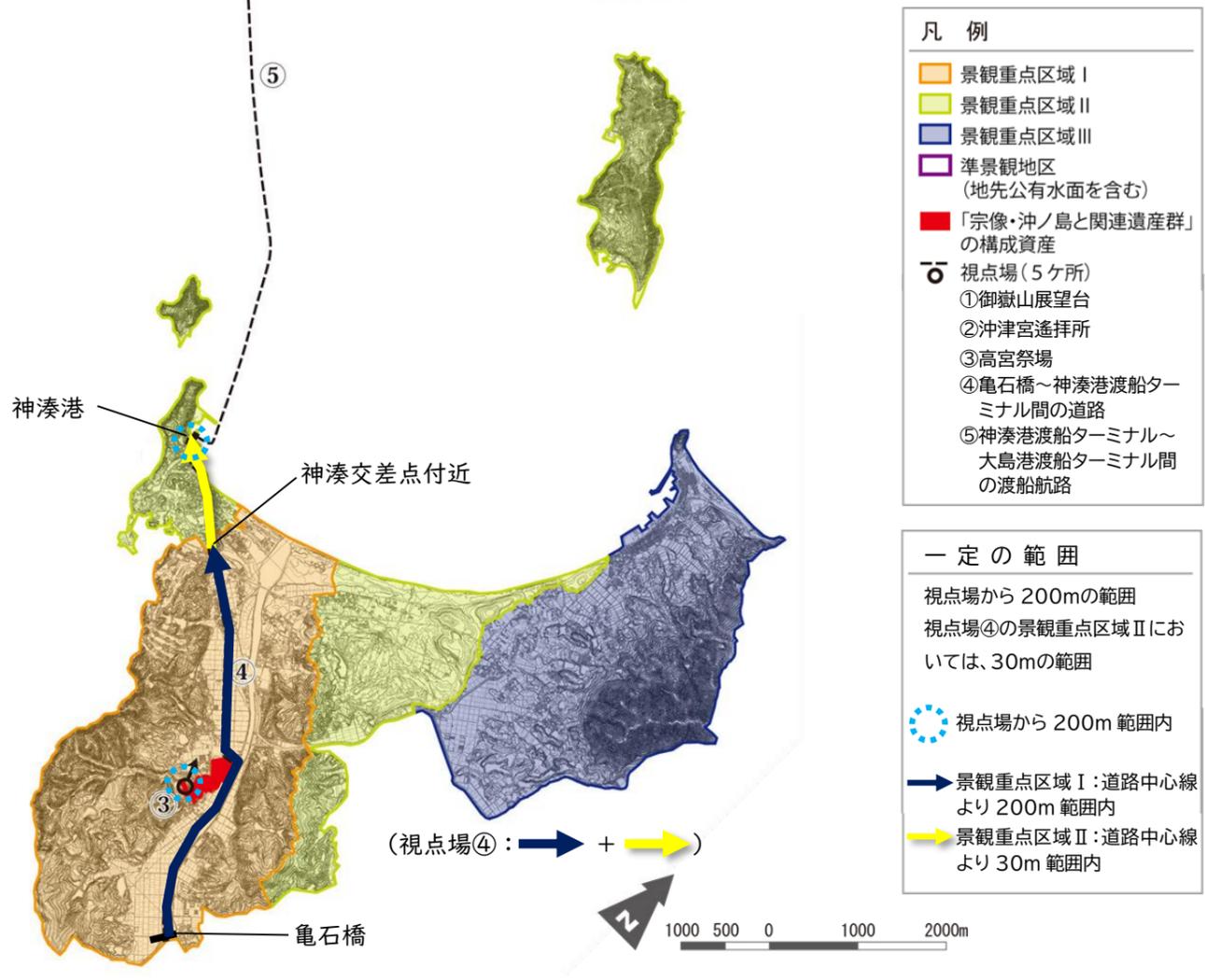
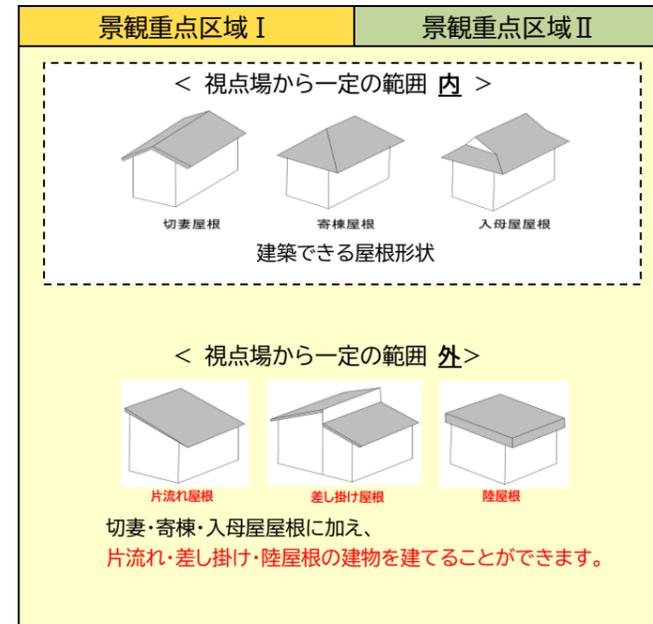
部位	色相	明度	彩度	従属色・アクセント色の彩度	
				景観重点区域Ⅰ	景観重点区域Ⅱ・Ⅲ
屋根	R・YR・Y	6以下	3以下		
	N		1以下		
外壁	R・YR・Y	8.5以下	3以下	4以下	5以下
	N		1以下	2以下	3以下

■色彩基準の例

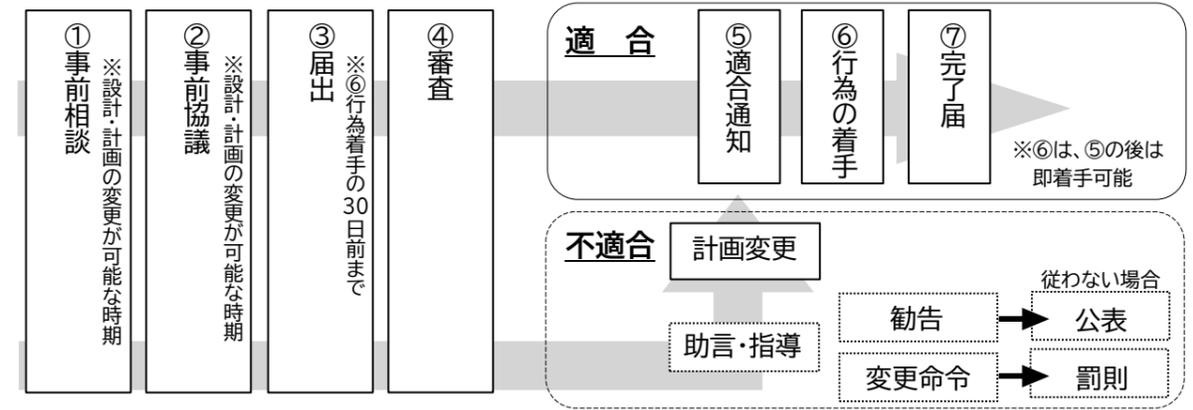


■景観重点区域と一定の範囲

< 建築可能な屋根形状 > ※景観重点区域Ⅲ・景観形成一般区域は規制なし



■届出の流れ・・・詳細は景観計画 P30～P31



5. 景観資源等の活用に関する事項

(1) 景観重要建造物・樹木に関する方針

地域の自然、歴史、文化などからみて景観上の特徴を有し、良好な景観形成において重要な役割を果たす建造物や樹木を「景観重要建造物・樹木」として指定し、保全、活用を図ります。

(2) 景観重要公共施設に関する方針

良好な景観を形成する上で重要な公共施設を景観重要公共施設として指定し、本市の景観形成の模範となるよう取組みを進めます。

< 景観重要公共施設の指定 >

種類	施設名
景観重要道路	○ 国道495号 ○ 県道75号、401号、69号、300号 ○ 市道東郷橋・宮田線、神湊線 (七又峠から宮田橋、東郷橋を経由し神湊港渡船ターミナルまでの区間) ○ 市道田熊68号線、市道東郷駅前線、県道513号、529号 (東郷駅宗像大社口駅前広場から亀石橋までの区間) ○ 県道541号 ○ 市道大小路線、谷線、谷中津和瀬線、岩瀬原線 (大島港渡船ターミナル・中津宮・沖津宮遙拝所を結ぶ区間)
景観重要河川	○ 釣川(東郷橋から河口までの区間)
景観重要海岸	○ 江口地区海岸 ○ 鐘崎地区海岸 ○ 井牟田地区海岸 ○ 岩瀬地区海岸 ○ 津和瀬地区海岸
景観重要港湾	○ 大島港
景観重要漁港	○ 沖の島漁港 ○ 大島漁港 ○ 地島漁港(泊地区・豊岡地区) ○ 神湊漁港 ○ 鐘崎漁港

(3) 屋外広告物に関する方針

屋外広告物は、建築物等と同様に良好な景観を形成するために重要な要素であることから、本計画における建築物等の景観誘導と連携した屋外広告物の規制・誘導を推進し、「宗像市屋外広告物条例」により、景観計画区域である市全域において、屋外広告物の表示等に対する制限を行います。

6. 計画の推進体制

良好な景観形成を実現するためには、市民、事業者、市が共通の認識に立ち、目標実現に向けた取り組みをともに進める必要があります。市は、協働のまちづくりを支える仕組みの充実等により、市民や事業者などの景観まちづくりに関する理解を深め、市民の主体性を育みつつ、良好な景観形成の実現を図っていきます。

また、本計画は、本市の魅力ある景観を未来に向け持続可能なものとするため方針や基準等を定めており、今後、上位計画等の大幅な見直しや、経済活動、観光振興、脱炭素社会の推進など社会的課題への対応、その他景観形成に関する状況の変化等が生じた際は、必要に応じて計画の見直しを検討します。